

# コミュニティ活動指針



## 1 目的

この指針は、地域の人々（地区・学区住民）が「地域を住みやすくしよう、快適にしよう」という共通の目的を持ち、市と協働し地域の特色をいかし、創意工夫を重ね、地域が抱えている様々な課題を自らの手で解決するコミュニティ活動の目指すべき姿を定めるものです。

## 2 コミュニティ組織

地域の特色をいかすため、おおむね小学校区ごとにコミュニティを組織します。

## 3 コミュニティ活動の対象

地域内の全ての住民を対象として活動します。

住民はコミュニティが実施する行事、事業等に自由に参加し、活動することができます。

## 4 コミュニティの役割

- (1) 地域が抱える課題の解決に努めます。
- (2) 未来を担う子どもたちの健全な育成を支えます。
- (3) 世代間交流を促進し、地域の人々のつながりの大切さを啓発します。
- (4) 市と協働し、地域のあるしん・安全を守ります。
- (5) 地域の声(意見)を公的機関(市、学校、消防、警察)へつなぎます。
- (6) 地域の歴史を学び、伝統と文化を継承します。

## 5 コミュニティの広報活動

- (1) 市報、地域広報紙を配布します。
- (2) ホームページ、SNSなどを活用した積極的な情報発信を行います。

## 6 コミュニティ活動の拠点

- (1) 市内23学区に設置されている交流センターを各学区コミュニティの活動拠点とします。
- (2) コミュニティ活動の立案・審議・発信の拠点とします。
- (3) 住民の健康づくり、福祉活動、自主防災活動、生涯学習事業、サークル活動等の拠点とします。
- (4) 行政サービスの住民への周知や住民の要望などを伝える相談窓口とします。



令和6年3月20日

日立市コミュニティ推進協議会

